

審理員候補者名簿

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 17 条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

所 属	職 名
総務部付け	部長（監査委員事務局 事務局長）
総務部	総務課長
総務部	人事課長
総務部	行政改革課長
総務部	情報政策課長
総務部	人権同和政策課長